

令和4年度 介護サービス事業者集団指導 小規模多機能型居宅介護

台東区福祉部 福祉課 指導検査係

令和3・4年度介護報酬改定における改定事項

厚生労働省ホームページ「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」及び「令和4年度介護報酬改定の概要」より、以下の改定事項を抜粋して説明します。

- ▶ 認知症に係る取組の情報公表の推進
- ▶ 多機能系サービスにおける認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設
- ▶ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ▶ 看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ▶ 通所困難な利用者の入浴機会の確保
- ▶ 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実
- ▶ 離島や中山間地域等におけるサービスの充実
- ▶ 過疎地域等におけるサービス提供の確保
- ▶ 地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保
- ▶ 特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ▶ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ▶ 生活機能向上連携加算の見直し
- ▶ 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実
- ▶ 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ▶ 介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ▶ サービス提供体制強化加算の見直し
- ▶ 管理者交代時の研修の修了猶予措置
- ▶ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し
- ▶ 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化
- ▶ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ▶ (令和4年度)介護職員等ベースアップ等支援加算の創設

多機能系サービスにおける認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設

2.(1)③ 多機能系サービスにおける 認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設

概要	【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】
○ 在宅の認知症高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりを一層推進する観点から、多機能系サービスについて、施設系サービス等と同様に、認知症行動・心理症状緊急対応加算を新たに創設する。【告示改正】	
単位数	
<現行> なし	⇒ <改定後> 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日 (新設)
算定要件等	○ 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合。利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定。(※既往要件と同)

○認知症行動・心理症状緊急対応加算が新設

○利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用が必要であると医師が判断した当該日又は翌日に利用を開始した場合に算定(最大7日間)

⇒ 判断を行った医師名、日付及び留意事項等を介護サービス計画書に記録すること。

認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

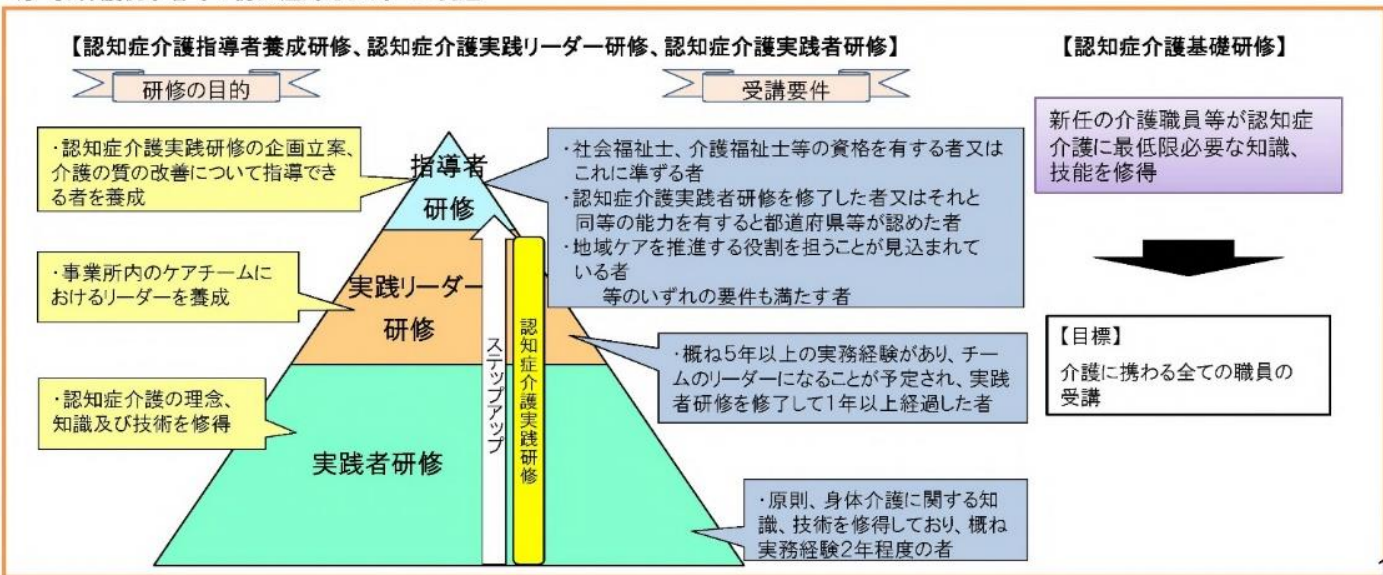
概要	<p>【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】</p> <p>○ 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられる。【省令改正】</p> <p>その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。</p>
-----------	---

○医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じること。

○新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対して、1年以内に認知症介護基礎研修を受講させること。

⇒ 令和6年3月31日までは努力義務

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進



通所困難な利用者の入浴機会の確保

2.(2)⑧ 通所困難な利用者の入浴機会の確保

概要	【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】	
	○ 看取り期等で多機能系サービスへの通いが困難となった状態が不安定な利用者に入浴の機会を確保する観点から、多機能系サービスの提供にあたって、併算定できない訪問入浴介護のサービスを、多機能系サービス事業者の負担の下で提供することが可能であることを明確化する。【通知改正】	
基準		
	< 現行 > 利用者の負担によって（看護）小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。	< 改定後 > 利用者の負担によって（看護）小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。 ただし、（看護）小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。（追加）
※追加は 下線部	（看護）小規模多機能型居宅介護	（参考）認知症グループホーム
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成18年3月14日厚生労働省令第34号）	（介護等） 第78条 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （準用） 第182条 （略）第78条、（中略）の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。（以下、略）	（介護等） 第99条 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について （平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）	第3 地域密着型サービス 四 小規模多機能型居宅介護 4 運営に関する基準 (9) 介護等 ② 同条第2項は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護のサービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって指定小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。 ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。 八 看護小規模多機能型居宅介護 4 運営に関する基準 (6) 準用（基準第182条）（略）	第3 地域密着型サービス 五 認知症対応型共同生活介護 4 運営に関する基準 (6) 介護等 ② 同条第2項は、指定認知症対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができないこととしたものである。 ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。

○併算定できない訪問入浴サービスを、小規模多機能型居宅介護事業者の負担の下で提供することが可能であることが明確化

⇒ サービスの提供に関する連携方法、費用負担について、小規模多機能型居宅介護事業者と訪問入浴事業者で協議の上、決定する。

緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実

2.(4)⑤ 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実③

概要	【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】
○ 在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりを一層推進する観点から、(看護)小規模多機能型居宅介護において、事業所の登録定員に空きがあること等を要件とする登録者以外の短期利用(短期利用居宅介護費)について、登録者のサービス提供に支障がないことを前提に、宿泊室に空きがある場合には算定可能とする。【告示改正】	
単位数・算定要件等	
(介護予防)小規模多機能型居宅介護の短期利用居宅介護費	
単位数	要支援1 423単位/日 要支援2 529単位/日 要介護1 570単位/日 要介護2 638単位/日 要介護3 707単位/日 要介護4 774単位/日 要介護5 840単位/日 ※今回改定後の単位数
要件	①利用者の状態や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(介護予防支援事業所の担当職員)が緊急に必要と認めた場合であって、(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合であること。 ②人員基準違反でないこと。 ③あらかじめ利用期間を定めること。 ④登録者の数が登録定員未満であること。 ⇒ 削除 ⑤サービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。
宿泊室	個室(7.43㎡/人以上)又は個室以外(おおむね7.43㎡/人でパーティションや家具などによりプライバシーが確保されたしつらえ)
日数	7日以内(利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内)
利用人数	$\text{宿泊室の数} \times (\text{事業所の登録定員} - \text{登録者数}) \div \text{事業所の登録定員} = \text{短期利用可能な宿泊室数 (小数点第1位以下四捨五入)}$ ※1 必ず定員以内となる。 ※2 例えば、宿泊室数が9室、登録定員が25人、登録者の数が20人の場合、 $9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$ となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となる。 この計算式からは、例えば宿泊室数が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能である。 ※3 計算を行うに当たって、当該事業所の登録者の数は、短期利用を認める当該日の登録者の数を使用する。 ↓ <改定後>宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。

○登録者以外の短期利用の要件について改定

⇒ 登録者のサービス提供に支障がないこと。

⇒ 宿泊室に空きがあること。

⇒ 登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内であること。

処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

4.(1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、着座小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
 - ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
 - ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

○職場環境等要件の見直し

- ・入職促進に向けた取組
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ・両立支援・多様な働き方の推進
- ・腰痛を含む心身の健康管理
- ・生産性向上のための業務改善の取組
- ・やりがい、働きがいの醸成

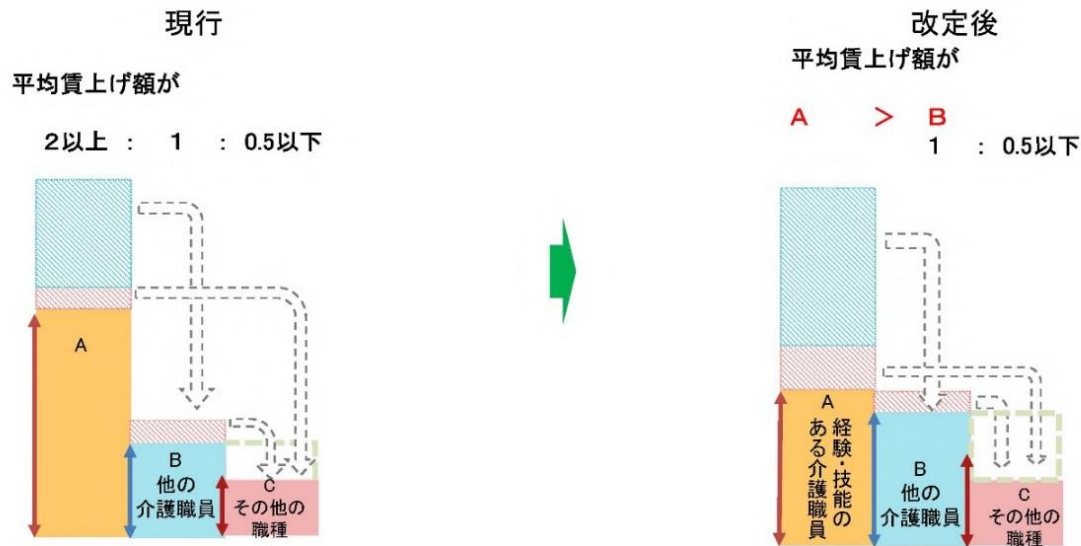
⇒ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。

介護職員等特定処遇改善加算の見直し

4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

概要	<p>【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】</p> <p>○ 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。
----	--

○平均の賃金改善額の配分ルールについて見直し
 ⇒ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。



処遇改善加算について、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」も併せてご参照ください。

サービス提供体制強化加算の見直し

4.(1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

概要

- サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

単位数、資格・勤続年数要件(小規模多機能型居宅介護)

加算Ⅰ:750単位/月(25単位/日) (新たな最上位区分)	加算Ⅱ:640単位/月(21単位/日) (改正前の加算Ⅰイ相当)	加算Ⅲ:350単位/月(12単位/月) (改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)
以下のいずれかに適合すること。 看護師又は准看護師を除く従業者の総数のうち、 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	看護師又は准看護師を除く従業者の総数のうち、介護福祉士50%以上	以下のいずれかに適合すること。 ①看護師又は准看護師を除く従業者の総数のうち、介護福祉士40%以上 従業者の総数のうち、 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上

(令和4年度)介護職員等ベースアップ等支援加算の創設

処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

新加算(介護職員等ベースアップ等支援加算)

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - > 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - > 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。
 - ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - > 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - > 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - > 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

全体のイメージ

「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」も併せてご参照ください。

介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に忠じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

[注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。]

○介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること。

○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

○処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知すること。

小規模多機能型居宅介護に係る留意事項

○事業運営に関する留意事項、★過去の指導において指摘の多い事項について説明します。

※区ホームページ「指導基準」で法令、基準等の適合状況をご確認ください。

(「台東区 介護 指導検査」で検索)

- ・代表者及び管理者、従業者の員数
- ・内容及び手続の説明及び同意
- ・指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針
- ・小規模多機能型居宅介護計画の作成
- ・運営規程
- ・勤務体制の確保等
- ・秘密保持等
- ・苦情処理、事故発生時の対応
- ・サービス提供が過少である場合の減算について

代表者及び管理者

(東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(以下「地域密着型サービス基準条例」)第84条、第85条)

<p>代表者</p>	<p>○認知症である者の介護に従事した経験若しくは保健医療・福祉サービスの経営経験があり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者 ※代表者交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了することで差し支えない。</p>
<p>管理者</p>	<p>○事業所ごとに常勤専従1名 認知症である者の介護に3年以上従事した経験があり、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者</p> <p>(以下の場合で、管理業務に支障がないときは兼務可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該小規模多機能型居宅介護従業者として勤務する場合 ②事業所に併設する施設サービス、入居サービスに掲げる施設等の職務に従事する場合 ③同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合 (指定訪問介護、指定訪問看護又は指定夜間対応型訪問介護の事業を一体的に運営している場合の当該事業に係る職務を含む。)

○認知症である者の介護に従事した経験
 ⇒ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症高齢者の介護に従事

従業者の員数 ①

【地域密着型サービス基準条例 第83条】

小規模多機能型居宅介護従業者	<p>【通いサービス】 常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上(利用者数は前年度の平均利用者数を用いる。)</p> <p>【訪問サービス】 常勤換算方法で1以上</p> <p>【宿泊サービス】 夜間及び深夜の勤務に当たる者は1以上、及び宿直勤務に当たる者は当該宿直勤務に必要な数以上 ※宿泊サービスの利用者がいない場合で、訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は置かないことができる。 ※宿直勤務は、随時の訪問に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。</p> <p>上記の従業者のうち1以上の者は、常勤であること。</p> <p>【看護師又は准看護師】 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上 ※常勤を要件としておらず、毎日配置する必要はない。</p>
----------------	--

○通いサービス及び訪問サービス従業者

⇒ それぞれのサービスに固定する必要はなく、日中勤務する従業者全体で通いサービス及び訪問サービスを行う。

従業者の員数 ②

【地域密着型サービス基準条例 第83条】

介護支援 専門員等	<p>事業所ごとに配置(非常勤でも可) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 ※以下の業務に従事すること。</p> <ul style="list-style-type: none">①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成②法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護の利用に関する区への届出の代行③「小規模多機能型居宅介護計画」の作成 <p>(利用者の処遇に支障がない場合は以下の職務に兼務可)</p> <ul style="list-style-type: none">①管理者②当該小規模多機能型居宅介護従業者③事業所に併設する施設サービス、入居サービスに掲げる施設等の職務 <p>※サテライト型事業所においては、介護支援専門員を配置せず、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者を置くことができる。</p>
--------------	--

○サテライト型事業所における居宅サービス計画の作成、区への届出の代行については、**本体事業所の介護支援専門員が行わなければならない。**

内容及び手続の説明及び同意

【地域密着型サービス基準条例 第109条準用(第10条)】

・指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、予め、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。

○利用者又は家族への説明と同意の手続きを行っていること。

○重要事項説明書等の内容に不備がないこと。

【重要事項を記した文書】

①重要事項に関する規程概要 ②小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制
⑤第三者評価の実施状況(実施の有無, 直近の実施年月日, 評価機関の名称, 評価結果の開示状況) ⑥その他

指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ①

【地域密着型サービス基準条例 第93条】

- ・利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行われているか。
- ・通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていないか。
- ・登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。

○運営推進会議に通いサービス等の回数を報告し、評価を受けること。

○通いサービスの利用者が登録定員の3分の1以下とならないこと。

○利用者が適切にサービスが利用できるよう宿泊サービスの調整を行うこと。

○利用者1人に対して、通い、訪問、宿泊サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安

指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ②

【地域密着型サービス基準条例 第93条】

・指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。

【身体拘束禁止の対象となる具体的行為の例】

- ①車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ったり、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ②手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつけたり、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ③Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付けたり、立上りを妨げるような椅子を使用する。
- ④落ち着かせる為に向精神薬を過剰に服用させたり、自分の意思で開閉不可の居室等に隔離する。

・やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得なかった理由を記録しているか。

○「緊急やむを得ない場合」であるか、極めて慎重に検討すること。（「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たしているか。）

○利用者や家族に対して説明し、理解を得ること。

居宅サービス計画の作成

【地域密着型サービス基準条例 第94条】

・介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。

※サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の修了者を配置する場合、居宅サービス計画の作成については、本体事業所の介護支援専門員が行うこと。

・介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、東京都台東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第16条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っているか。

○給付管理業務を行うこと。

⇒ 居宅介護支援の利用申込～居宅サービス計画の作成～給付管理票の国保連への提出

★サービス担当者会議において、担当者の参加や、欠席時における意見照会の記録が確認できない。

★個別サービスを利用しているにもかかわらず居宅サービス計画への記載が不十分。

小規模多機能型居宅介護計画の作成

【地域密着型サービス基準条例 第97条】

- ・介護支援専門員に、計画の作成に関する業務を担当させているか。
- ・計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の**多様な活動**の確保に努めているか。
- ・利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。
- ・計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得ているか。また、利用者に交付しているか。
- ・計画の作成後においても、常に計画の実施状況および利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。

○利用者の「多様な活動」

⇒ 地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動など。

運営規程

【地域密着型サービス基準条例 第101条】

運営における以下の重要事項について定めているか。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容(人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載することも差し支えない。)
- ③営業日及び営業時間(営業日は365日、訪問サービスは24時間、通いサービス及び宿泊サービスはそれぞれの営業時間を記載すること)
- ④指定小規模多機能型居宅介護の登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員
- ⑤指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥通常の事業の実施地域
- ⑦サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧緊急時における対応方法
- ⑨非常災害対策
- ⑩虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日までの間は努力義務とする)
- ⑪その他運営に関する重要事項

○運営規程と重要事項説明書の整合性を取ること。

⇒ **運営規程の記載内容に変更が生じた場合は区への届出が必要**

★運営規程の内容が不十分(記載がない、記載内容が古い等)。

勤務体制の確保等

【地域密着型サービス基準条例 第109条準用(第60条の13)】

- ・事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。
- ・事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
- ・指定小規模多機能型居宅介護事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定小規模多機能型居宅介護を提供しているか。
 - ※利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- ・従業者の資質向上のために研修の機会を確保しているか。その際、医療・福祉関係資格を有さない全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。

○事業所ごとに勤務表及び勤務実績を作成すること。

○研修への参加の機会を計画的に確保すること。

★人員配置や兼務関係について適切でない状況が散見された。

秘密保持等

【地域密着型サービス基準条例 第109条準用(第36条)】

- ・小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。
- ・小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。
- ・小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

○個人情報利用同意について、家族からの同意を得ること。

⇒ **利用者家族の個人情報を用いる場合は、利用者家族の同意を取ることが必要。**

★秘密保持誓約書に退職後の秘密保持についての取り決めがない。

苦情処理・事故発生時の対応

苦情処理【地域密着型サービス基準条例 第109条準用(第39条)】

- ・苦情処理の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を定めているか。
- ・苦情の受付、内容等を記録しているか。
- ・苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上の取組を行っているか。

事故発生時の対応【地域密着型サービス基準条例 第109条(第41条)】

- ・事故発生時の対応方法は定めているか。
- ・速やかに区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行っているか。
- ・賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うための対策を講じているか。
- ・再発防止のための取組を行っているか。

○苦情相談窓口の連絡先の記載、掲示

- ・保険者(台東区の場合: 介護保険課事業者担当)
- ・国保連(苦情相談窓口)

○事故発生時は区(介護保険課事業者担当)に事故報告書を提出すること。

⇒ 緊急を要するもの、判断に迷う場合は、電話等で経過報告を行い、指示を受けること。

地域との連携等

【地域密着型サービス基準条例 第109条準用(第60条の17)】

・運営推進会議を概ね2月に1回以上、開催しているか。

※利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、区又は地域包括支援センターの職員、有識者等により構成

※サービスの提供状況等を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

・1年に1回以上、事業所が提供するサービスについて自己評価を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において外部評価を行っているか。

※外部評価を行う運営推進会議は、単独で開催すること。

・提供した小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。

○通い、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告すること。

○テレビ電話装置等の活用や、複数の事業所による合同開催が可能

⇒ 利用者からの同意や個人情報保護、開催回数などの要件あり。

○報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。

サービス提供が過少である場合の減算について

【指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について第2の5(3)】

・登録者1人当たり平均回数が週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定

$$\frac{\text{通い、訪問、宿泊サービスの提供回数の合計数}}{\text{当該月の日数} \times \text{当該事業所の登録者数}} \times 7$$

- ・通いサービスを複数回利用する場合、複数回の算定が可能
- ・1回の訪問を1回の訪問サービス提供回数として算定する。
※登録者宅を訪問して見守りの意味で声掛け等を行った場合でも回数に含めることができる。
- ・宿泊サービスは1泊を1回として算定する。
※通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合、それぞれを1回とし、計2回で算定する。

○暦月ごとに平均提供回数を算定し記録すること。
⇒ 基準に満たない場合は、介護報酬請求時に減算を適用する。

○登録者が月の途中で利用を開始又は終了した場合は、算定時に日数を控除する。

○電話による見守りはサービス提供回数に含めることができない。

ホームページ紹介

- ▶ 厚生労働省HP 介護保険最新情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html
- ▶ 厚生労働省HP 介護報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html
- ▶ 厚生労働省HP 介護サービス関係Q&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html
- ▶ 東京都福祉保健局HP 東京都かいてき便り
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/
- ▶ 台東区HP 介護保険事業者向けサービス
<https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/korei/jigyoshanokata/index.html>
- ▶ 台東区HP 介護サービス事業者等の指導・監査
<https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/korei/jigyoshanokata/jigyosyasido/kaigosidou.html>